

我孫子市男女共同参画プラン（第2次）

実施計画（平成26～30年度）

平成26年3月

総務部 秘書広報課 男女共同参画室

1. 実施事業の概要

男女共同参画プラン実施計画(26～30年度)は、市が実施する全事業のうち、男女共同参画の視点から推進すべき事業を取りまとめたものである。

実施計画の推進にあたっては、「我孫子市男女共同参画審議会」の意見を尊重しつつ、「我孫子市男女共同参画プラン推進本部」が進行管理を行う。

なお、社会情勢および平成21～25年度における事業の進捗状況などを踏まえ、次の2施策を重点的に推進する。

◎施策(1)「政策・方針決定過程への女性の参画を図る」

政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいるが、まだ十分とは言えない状況である。あらゆる分野で、より参画しやすい環境づくりを推進する。

◎施策(10)「男女の家庭生活、地域生活、職場生活等との調和を図る」

少子高齢社会の進行や社会情勢の急激な変化の中で、男女が共に社会のあらゆる活動に参画するため、ワーク・ライフ・バランスの普及推進に努めるとともに、男女とも子育てや介護等をしながら働き続けられる環境整備を促進する。

2. 実施事業及び内容

目標Ⅰ あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

施策(1)政策・方針決定過程への女性の参画を図る

施策の概要 ① 行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。

事業	内容
1 審議会等への委員の登用	「審議会等委員の選任に関する基準」を周知・徹底し、審議会委員等の男女割合がそれぞれ40%を下回らないようにする。 (秘書広報課・全課)
2 行政委員会への女性委員の登用	行政委員会委員への女性の登用を図る。 (秘書広報課・関係課)
3 市女性管理職の登用	各種研修、幅広い職務経験を積める人事配置を通じて、資質向上及び人材育成を図り、女性の係長・主査長職への積極的な登用、管理職に占める女性職員の割合20%を目標とする。 (総務課)
4 女性の人材発掘と登録制度	委員登用時の参考とするため、審議会等委員名簿を整備し、女性の人材活用に役立てる。 (秘書広報課)

施策の概要 ② 市民・団体に対して政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。

5 自治会、まちづくり協議会等における女性の参画の働きかけ	広報や情報紙を活用し、自治会、まちづくり協議会等に女性役員の割合30%を目標に働きかける。 (市民活動支援課)
6 自主防災組織における女性の参画の働きかけ	広報や情報紙を活用し、自主防災組織における女性役員の割合30%を目標に働きかける。 (市民安全課)
7 事業者等における男女共同参画への働きかけ	市内事業所の男女共同参画の取組みについて情報紙等に掲載するなどを通して、事業所における男女共同参画を働きかける。 (男女共同参画室)
8 農業における男女共同参画の推進	農業における女性の経営参画や能力開発を促進するための、技術講習会の実施や家族経営協定の締結促進に取り組み、農業経営に積極的に参加できるようにする。 (農政課)

施策(2)自らの能力を高める

施策の概要 ① 自らの能力を高めるための学習機会を提供する。

9 男女共同参画に関する視聴覚資料の収集・提供	男女共同参画に関する視聴覚資料の収集・提供をする。 (生涯学習課)
10 図書館男女共同参画コーナーの充実と利用促進	市民図書館の男女共同参画コーナーの充実と利用促進を図る。 (図書館)

施策の概要 ② 男女共同参画を進める市民及び団体と連携を図る。

11 市民団体の男女共同参画に関する企画事業への支援	市民団体等が実施する男女共同参画に関連する事業に共催・後援等をして連携を図る。 (男女共同参画室)
----------------------------	--

主要課題2 男女平等の視点での意識改革と社会制度の見直し

施策(3)社会制度や慣習を見直し男女平等意識を形成する

施策の概要 ① 固定的な性別役割分担意識の解消を促す。

12 男女共同参画に関する職員対象研修	男女共同参画への理解を深めるため、市職員を対象とした研修を実施する。 (総務課)
13 男女共同参画に関する学習講座	市が開設する学習講座等において、男女共同参画の視点を組み込み実施する。 (生涯学習課)
14 男女共同参画講演会	男女共同参画への理解を深めるための講演会を実施する。 (男女共同参画室)

施策の概要 ② 家事、育児、介護等への男女共同参画を促す。

15 認知症の方の家族の集い	認知症の方の家族の集いに参加することにより、同じ悩みを抱える家族間の交流を図り、また、日頃の悩みや介護の方法など情報交換や助言を行うことにより、家族の負担を和らげ、不安を解消し、認知症高齢者とその家族が安心して暮らすことができるようにする。 (高齢者支援課)
16 育児体験教室	「元気フェスタ」において子どもを対象とした育児体験学習を実施する。 (健康づくり支援課)
17 しあわせママパパ学級	おおよそ妊娠20週以降の妊婦とその夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児について考える機会として実施する。 (健康づくり支援課)
18 教育相談	教育相談、発達相談、就学相談において、母親中心の子育てから父親も一緒に考え子育てに参加する基盤を整える。 (教育研究所)
19 父親対象の育児に関する学級	のびのび親子学級(2歳児、3歳児コース)で「お父さんもいっしょ」のテーマを設定して父親の育児参加の学習機会を設ける。 (生涯学習課)
20 enjoy パパ応援プロジェクト	男性の子育て参加を活発にすることで、女性の子育て負担が軽減できることから、父親対象のイベントや講習、講座を実施し、子育て力の向上を促す。 (保育課)

施策の概要 ③ 男女共同参画に関する情報・資料の収集と提供を行う。

再掲9 男女共同参画に関する視聴覚資料の収集・提供	男女共同参画に関する視聴覚資料の収集・提供をする。 (生涯学習課)
再掲10 図書館男女共同参画コーナーの充実と利用促進	市民図書館の男女共同参画コーナーの充実と利用促進を図る。 (図書館)
21 男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に向けた取り組み、千葉県男女共同参画センター及び他市の講座・講演会等の情報収集と提供を行う。 (男女共同参画室)

施策の概要 ④ 男女共同参画に関する啓発を進める。

22 男女共同参画に関する相談	男女共同参画の推進に関する相談を行う。 (男女共同参画室)
23 男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画情報紙「かがやく」を作成し、自治会を通じて全戸に配布する。 (男女共同参画室)

24 男女共同参画宣言都市の周知	男女共同参画月間(6月)に合わせて庁舎に横断幕を設置し、イベント開催時には関連パンフレット等を配布する。また、広報等を通じて周知を図る。 (男女共同参画室)
------------------	---

目標Ⅱ 人権が尊重される社会をつくる

主要課題3 男女の人権が尊重される社会づくり

施策(4)男女間のあらゆる暴力をなくす

施策の概要 ① 被害者に対する相談等の支援体制を整備する。

25 法律相談	日常生活の中で起こった悩みごとへの相談に応じるため弁護士による無料法律相談を実施する。なお、相談員に女性弁護士2名を加え、女性が相談しやすい環境を整える。 (秘書広報課)
26 DV相談	会議・研修に参加してDV相談窓口を充実すると共に、関係機関・関係課が連携して対応するため、ネットワーク体制を確立する。 (社会福祉課)
27 民間一時保護施設への支援	民間のシェルターに対して、運営補助をすると共に連携を図る。 (社会福祉課)
28 人権相談	男女共同参画の視点に立った人権相談を行う。 (社会福祉課)
29 市営住宅への入居条件緩和	DV被害女性に対して、市営住宅への入居条件を緩和し、母子家庭と同様の資格で申し込みができる措置を講じる。 (建築住宅課)

施策の概要 ② 暴力の発生を防ぐ、許さない環境をつくる。

30 「社会を明るくする運動」	「社会を明るくする運動」の趣旨を啓発し、犯罪の発生予防及び更生のための運動を推進する。 (社会福祉課)
31 社会的暴力の発生を防ぐ環境づくり	有害図書類自動販売機の実態調査、たて看板の撤去等をおして、社会的暴力の発生を防ぐ環境を作る。 (指導課)
32 職場における相談窓口の充実	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、市職員向け相談窓口を設置し、パワー・ハラスメントや職員の悩み、心の相談も扱う。 (総務課)

施策(5)男女の人権を尊重する

施策の概要 ① 人権尊重に基づく意識の啓発を図る。

33 人権に関する啓発運動	人権相談や人権擁護委員の日及び人権週間等を通じて、人権について、正しく理解する運動を展開する。 (社会福祉課)
---------------	--

施策の概要 ② 人権に関する相談体制を整備する。

再掲 28 人権相談	男女共同参画の視点に立った人権相談を行う。 (社会福祉課)
34 ひとり親相談	ひとり親家庭・寡婦の自立を支援するため、情報提供・相談・指導を行う。 (子ども支援課)
35 子ども総合相談	子どもに関するあらゆる相談(青少年の悩みを含む)を行う。 (子ども相談課)

施策の概要 ③ 広告物等における人権の配慮を図る。

36 屋外の違反広告物の撤去・指導	警察、県等の関係機関と協力し、性の商品化に繋がるたて看板等違反広告物をなくしていく。 (都市計画課)
-------------------	---

施策の概要 ④災害時等における女性の人権への十分な配慮をする。

37 女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備	防災用品において、女性の視点から必要とされている品目が備蓄されているか点検・整備する。 (市民安全課)
38 女性の視点を盛り込んだ防災計画の推進	女性の視点を盛り込んだ防災計画となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。 (市民安全課)
39 女性消防団員の拡充	各種の災害において、女性の視点にたつて対応をする女性消防団員の拡充を図る。 (警防課)
40 婦人防火クラブ員の指導育成	火災予防知識の習得や初期消火の訓練を行い、家庭及び地域の防火や防火知識の普及啓発を担うリーダーの指導育成を図る。 (予防課)

主要課題4 生涯を通じた男女の健康支援

施策(6)健康で豊かな生活を営むための支援をする

施策の概要 ① 生涯を通じた健康支援を行う。

41 乳幼児から高齢期までの検診・健康診査	妊婦・乳児一般健康診査、子宮がん、乳がん、前立腺がんなど、男女それぞれ特有の疾病やがんを含む成人対象の健（検）診を実施する。 (健康づくり支援課)
42 健（検）診の啓発	各種がん検診等における受診券を送付するとともに、広報、保健センターのご案内等で各種健（検）診の受診を促し、周知する。また、健診受診者には記録等の管理と適切な医療確保のための健康手帳を交付し、活用を促す。 (健康づくり支援課)

施策の概要 ② 健康に関する正しい知識、情報の提供や相談を行う。

43 性に関する正しい情報の提供・相談	パンフレットの配布・ポスター掲示により、性に関する正しい知識の普及を図る。また、性や性感染症等についての相談を行う。 (健康づくり支援課)
44 妊娠・出産・育児期における支援	妊娠・出産・育児期における正しい知識の普及や母子健康相談・保健指導を行う。 (健康づくり支援課)
45 更年期に関する情報の提供	更年期に関する正しい知識の普及や更年期に伴う疾病を予防するため予防教育を実施する。 (健康づくり支援課)
46 離乳食教室、後期離乳食教室	離乳期において保護者が適切な離乳食の実践方法を学ぶことにより乳児の健やかな発育・発達を助け、家族の食生活を見直す場を提供する。食習慣形成の手助けを行う過程を通じ、正しい知識を提供する。 (健康づくり支援課)
47 成人健康相談	健康に関する全般的な相談を随時行う。 (健康づくり支援課)
48 小・中学生への性教育及び青少年の性に関する相談	教育課程に位置づけた性教育を実施する。(理科、家庭科、保健体育、学級活動等) (指導課)

主要課題5 男女平等教育・学習の推進

施策(7)男女平等を推進する教育の充実を図る

施策の概要 ① 学校教育における男女平等教育及び性教育を充実する。

49 男女平等の視点にたった教育	児童・生徒に男女平等教育を行う。 (指導課)
------------------	-------------------------------

50 男女混合名簿の作成及び活用	男女混合での名簿の作成を継続的に行う。 儀式における呼名も男女とも「さん」づけを継続していく。 (学校教育課)
------------------	---

施策の概要 ② 教育関係者の男女平等教育研修を充実する。

51 教職員の男女平等に関する研修	学校教育において、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うために、教職員に対して研修を実施する。 (指導課)
-------------------	--

施策(8)男女平等を推進する生涯学習の充実を図る

施策の概要 ① 男女平等を推進する生涯学習を充実する。

52 家庭教育学級における、男女共同参画の視点にたった運営	家庭教育学級で、同年齢の子どもを持つ保護者とのふれあいをとおして、親子関係や家庭の役割、男女共同参画に関しての学習機会を提供する。 (生涯学習課)
53 学習時における託児	市が主催する学級・講座・イベント等開催時は、子育て中の市民が参加できるよう託児を行う。 (関係課)
54 アビスタ利用者への託児サービス	アビスタを利用する子育て中の利用者のために、定期的に託児を行う。 (生涯学習課)
55 生涯学習出前講座	男女共同参画についての学習機会を提供する。 (生涯学習課)

施策の概要 ② 地域生活を充実するための支援をする。

56 市民講師への登用	市民一人ひとりが、自分の力を活かすことで学習意欲を高めるため、男女に関らず人材を発掘し、地域社会で円滑に活用できる人材バンクを整備する。 (生涯学習課)
-------------	---

主要課題 6 国際的視野に立った男女平等の推進

施策(9)国際的視野に立った男女共同参画を推進する

施策の概要 ① 世界の女性問題に関する情報の収集と提供の充実を図る。

57 世界の女性問題に関する情報の収集と提供	世界の女性問題に関する情報の収集と提供を行う。 (男女共同参画室)
------------------------	--------------------------------------

施策の概要 ② 外国人が生活しやすい環境を整備する。

58 在住外国人の支援	外国人も暮らしやすい環境を整えるために、外国語での情報提供の充実や日本語能力の向上等を図り支援する。 (企画課)
-------------	---

目標Ⅲ 仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う

主要課題7 自立した生き方ができる環境の整備

施策(10)男女の家庭生活、地域生活、職場生活等の調和を図る

施策の概要 ① 働く権利を守る。

59 市内事業者への関連法規の周知・徹底	市内事業者に対して、商工会を通じてパンフレット等を配布し、周知をする。 (企業立地推進課)
再掲 32 職場における相談窓口の充実	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、市職員向け相談窓口を設置し、パワー・ハラスメントや職員の悩み、心の相談も扱う。 (総務課)

施策の概要 ② 育児・介護等の社会的支援を図る。

60 育児・介護休暇制度等の周知	市内事業者に対して、商工会を通じてパンフレット等を配布し、周知をする。 (企業立地推進課)
61 学童保育・あびっ子クラブの運営	家庭保育の困難な児童の保育を行う学童保育事業と、子どもの居場所事業（あびっ子クラブ）の一体的な運営を行う。 (子ども支援課)
62 一時預かりの実施	在宅育児家庭への育児疲れ解消、急病等の緊急事由に加え、短時間労働の増大等に伴う保育需要に対応するため、一時預かりを実施する。 (保育課)
63 延長保育の実施	保護者の就労状況、勤務時間、通勤時間を考慮し、保育時間の延長を実施する。 (保育課)
64 待機児童ゼロの継続的な取り組み	保育需要を把握した保育園整備計画に基づき、安心かつ安全な保育環境整備を維持し、定員の確保を適正に図る。 (保育課)
65 産休・育休明け保育予約	産休・育休明けから支障なく職場復帰ができるよう、あらかじめ入園を予約する事業を継続して実施する。 (保育課)
66 病児・病後児保育	家庭保育ができない病気回復期に至らないまたは病気回復期の子どもを一時的に医療機関で預かる事業を継続して実施する。 (保育課)
67 休日保育の実施	日曜・祝日等の保護者の勤務等により子どもを保育できない場合の休日保育の需要への対応を図る。 (保育課)

68 子育て支援施設の運営	在宅で子育て中の親子を支援するため、子育て支援施設が連携し、安心して子育てができる環境を支援する。 (保育課)
69 ファミリーサポートセンターの充実	子どもを持つすべての人が安心して子育てできる環境を目指して、提供会員及び利用会員の登録を促進するとともに、提供会員の確保と研修を充実し、事業推進のための体制を強化する。 (保育課)
70 あかちゃんステーションの整備	乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるようにするため、気軽に授乳やおむつ替えができる場を整備する。 (保育課)

施策の概要 ③ 生涯を通じて自立した生き方を支援する。

71 高齢者健康教育	要介護状態の原因となる生活習慣病や認知症、骨折転倒予防などについて正しい知識の普及を行う。また、「介護予防」に対する意識や知識を深めることにより、健康で生き生きとした生活が送れるよう支援を行う。 (高齢者支援課)
72 高齢者在宅生活支援事業	日常生活を行う上で支障のある高齢者のために、お元気コール、緊急通報システム、軽度生活援助、配食サービスなどの支援を行うことで、住みなれた地域で安心して生活できる環境をつくる。 (高齢者支援課)
73 高齢者健康相談	高齢者とその家族の抱える心身の健康に関する相談に応じ、必要な保健、医療、福祉サービスに結びつける。また、健康に関する知識を啓発することで、不安の解消や軽減を図るとともに、健康の自己管理、健康維持ができるようにする。 (高齢者支援課)

施策の概要 ④ 家庭生活、地域生活への参画を進める。

74 地域活動インターンシップ・プログラム	男性も女性も気軽に地域での活動を始められるよう、市民活動団体やボランティアの情報を提供する。また、希望者には、団体や福祉施設での活動を実際に体験できるプログラムを実施する。 (市民活動支援課)
75 市民活動への支援	あびこ市民活動ステーションや近隣センターなどの場の提供や情報の提供を行い、市民活動を支援する。 (市民活動支援課)
76 高齢者の交流の場としての「お休み処」	高齢者が気軽に集える場所を提供することにより、高齢者の閉じこもりを予防すると共に、地域での交流を促進し、健康で生きがいのある生活を支援する。 (高齢者支援課)

77 老人クラブ活動の充実	老人クラブ等の活動を支援すると共に、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。 (高齢者支援課)
78 育児休業・介護及び看護休暇の男性取得	市職員に対して、育児休業・介護及び看護休暇について情報提供を行い、男性の取得を推進する。 (総務課)
79 ボランティア休暇の取得促進	市職員に対して、ボランティア休暇制度のさらなる周知と取得日数の向上を図る。 (総務課)
80 ワーク・ライフ・バランスの推進	市職員に対して、特定事業主行動計画に基づき、男女とも家庭、地域、職場生活が調和できるよう環境を整備する。 (総務課・消防本部・水道局・教育委員会他行政委員会)

施策(11)ひとり親家庭等を支援する

施策の概要 ① ひとり親家庭の親等に対して必要な支援をする。

81 女性の就業支援	母子家庭の母親が、就職、転職、雇用の安定に向けた職業機能の向上のための教育訓練講座を受講した場合に受講料の助成をする。さらに、生活の安定に資する資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、全期間において促進費を支給する。 (子ども支援課)
82 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭へ経済的支援を行う。 (子ども支援課)

主要課題8 職場における男女平等の確立

施策(12)職場における男女平等を確立する

施策の概要 ① 誰もが働きやすい労働環境を整備する。

再掲 12 男女共同参画に関する職員対象研修	男女共同参画への理解を深めるため、市職員を対象とした研修を実施する。 (総務課)
再掲 32 職場における相談窓口の充実	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、市職員向け相談窓口を設置し、パワー・ハラスメントや職員の悩み、心の相談も扱う。 (総務課)
再掲 59 市内事業者への関連法規の周知・徹底	市内事業者に対して、商工会を通じてパンフレット等を配布し、周知をする。 (企業立地推進課)

目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する

主要課題 9 推進体制の充実

施策(13) 推進体制を充実する

施策の概要 ① 男女共同参画プランの進行管理の充実を図る。

83 男女共同参画プランの進行管理	男女共同参画プラン推進本部のもと、体制を強化し、男女共同参画審議会の意見等を尊重して、男女共同参画プランを推進する。 (男女共同参画室)
-------------------	---

施策の概要 ② 市民、事業者、市が連携し、推進体制の充実を図る。

84 男女共同参画プランの推進体制の充実	男女共同参画プラン推進本部会議や男女共同参画審議会の開催及び市民、事業者、市が連携し体制を強化する。 (男女共同参画室)
----------------------	---

施策の概要 ③ 国・県との連携を図る。

85 国、県との連携	国、県、宣言都市自治体と連携を図り、男女共同参画社会の推進を図る。 (男女共同参画室)
------------	--

※重点施策における主な指標一覧

項目	現状値 (平成26年3月1日現在)	目標値 (平成30年度)
審議会等への委員の登用	女性の割合 38.8%	男女割合がそれぞれ 40%を下回らない
行政委員会への女性登用	11.4%	20%
市女性管理職の登用	11.6%	20%
自治会、まちづくり協議会、自主防災組織における女性役員の割合	※参考(会長の割合) 自治会長 16.0% まちづくり協議会 0%	30%
家族経営協定の締結戸数	38戸	50戸
市男性職員の育児休業取得者数	0人	5人
市職員の年次有給休暇取得日数	13.8日	15日
保育園の待機児童数	0人	0人
あびっ子クラブ設置数	4箇所	11箇所
男女共同参画実現に向けた取り組みに対する市民満足度(市民アンケートによる)	「満足」「やや満足」の割合(平成23年) 24.5%	30%